

広島県告示第二百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定によって、平成二五年三月一八日次のとおり広島県収納代理金融機関を指定した。

平成二五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	株式会社三井住友銀行
事務取扱店舗	国内に所在するすべての店舗
取扱事務の範囲	地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県債を除く県の歳入金、歳出金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の収納に関する事務
取扱いの開始年月日	平成二五年四月一日